

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第18号**

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

新潟県青少年健全育成審議会規則（昭和42年新潟県規則第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(組織) <b>第2条</b> (略) 2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。 (1)～(6) (略) (7) 新潟県教育庁義務教育課長、高等学校教育課長、生徒指導課長及び生涯学習推進課長並びに <u>新潟県警察本部生活安全部人身安全・少年課長の職にある者</u>	(組織) <b>第2条</b> (略) 2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。 (1)～(6) (略) (7) 新潟県教育庁義務教育課長、高等学校教育課長、生徒指導課長及び生涯学習推進課長並びに <u>新潟県警察本部生活安全部少年課長の職にある者</u>

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。